

平成29年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第3日目）  
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 平成29年9月19日（火） 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第114号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第3号）  
議第121号 平成28年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（11名）
- |      |        |     |        |
|------|--------|-----|--------|
| 1番   | 板垣一徳君  | 2番  | 板垣千代子君 |
| 3番   | 小林重平君  | 4番  | 山田勉君   |
| 5番   | 竹内喜代嗣君 | 6番  | 長谷川孝君  |
| 7番   | 小杉和也君  | 8番  | 渡辺昌君   |
| 9番   | 尾形修平君  | 委員長 | 大滝国吉君  |
| 副委員長 | 鈴木いせ子君 |     |        |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員
- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 小杉武仁君 | 河村幸雄君 | 稲葉久美子君 |
| 川村敏晴君 | 姫路敏君  | 平山耕君   |
| 木村貞雄君 |       |        |
- 7 地方自治法第105条による出席者  
なし
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |               |              |
|---------------|--------------|
| 副市長           | 忠 聡君         |
| 税務課長          | 建部昌文君        |
| 同課収納対策室長      | 大滝豊君（課長補佐）   |
| 同課収納対策室係長     | 小林毅君         |
| 同課収納対策室係長     | 中村繭子君        |
| 同課市民税係長       | 国井敏文君        |
| 同課資産税係長       | 竹内節夫君        |
| 市民課長          | 尾方貞一君        |
| 同課市民年金室長      | 八藤後茂樹君（課長補佐） |
| 同課生活人権室長      | 佐藤正明君（課長補佐）  |
| 環境課長          | 中山明君         |
| 同課生活環境室長      | 長谷部俊一君（課長補佐） |
| 同課生活環境室係長     | 鴻島雅彦君        |
| 同課新エネルギー推進室長  | 田中章穂君（課長補佐）  |
| 同課新エネルギー推進室係長 | 遠山勝行君        |
- 10 議会事務局職員
- |    |      |
|----|------|
| 局長 | 小林政一 |
| 書記 | 百武美奈 |

(午前9時58分)

特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての税務課、市民課及び環境課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長（尾形修平君）開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第5** 議第114号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第3号）のうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 建部昌文君、市民課長 尾方貞一君、環境課長 中山 明君）から歳出の説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

## 歳出

### 第2款 総務費

（説明）

市民 課長 おはようございます。よろしくお願いをいたす。15、16Pになるが、2款1項11目の防犯対策費の補正についてである。この補正については、工事請負費295万円及び防犯灯設置費補助金9万円、合計304万円の補正をお願いするものである。工事請負費については、通学路に防犯灯を設置しようとするものであって、本年度に入って要望のあった2カ所である。1つは、村上地区で防犯灯2灯を設置するものであるけれども、付近に電柱がないために専用柱を6本ほど立てて設置を行うものである。また、もう一カ所については朝日地区であって、こちらも専用柱を4本立てて防犯灯3灯を設置するものである。また、補助金については、防犯灯の新設補助といたして村上地区、神林地区、山北地区それぞれ1灯を予定している。以上である。

### 第4款 衛生費

（説明）

環境 課長 19P、20Pになる。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費である。予算額1億2,676万7,000円に229万5,000円の追加をお願いするものである。説明欄1の環境衛生総務一般経費の伐採業務委託料で36万3,000円の追加をお願いするものである。市営岩船上町墓地に植生している松2本に松くい虫による松枯れが発生し、倒木の危険性があることからこの松の伐採処分をしたいためその費用と、道路街灯に支障となっている枝の伐採処分を補正でこのたびお願いするものである。説明欄2の排水路清掃等経費の施設維持保全業務委託料で193万2,000円の追加をお願いするものである。集落及び町内で実施いたした道路側溝清掃等で発生した側溝清掃土砂については、村上地区の高平及び荒川地区の金屋の仮置き場で一時仮置きした後、業者委託により産廃処分場で処理しているところだが、この産廃処分場で処理する量が見込みよりも多いことから、不足する委託料の補正をお願いするものである。

ページのほう、21P、22Pになる。4款1項保健衛生費、4目火葬場運営費である。予算額1,787万7,000円に237万5,000円の追加をお願いするものである。説明欄1の火葬場運営経費の修繕料91万8,000円の追加をお願いするものである。これについては、各火葬場の修繕を実施したいことから、荒川火葬場では主燃バーナーの部品交換、山北火葬場では主燃バーナー部品交換及び1号炉の渦流火導孔の修繕の補正をお願いするものである。工事請負費では、145万7,000円の追加をお願いするものである。これについては、荒川火葬場1号炉及び2号炉の火葬炉セラミック全面張りかえ工事を実施したいため補正をお願いするものだ。また、村上、山北、荒川の各火葬場に非常時対応用の間仕切り用のカーテンの設置を実施したいため、補正をお願いするものだ。

次に、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費である。予算額8億1,511万3,000円に90万3,000円の追加をお願いするものである。説明欄1の最終処分場運営経費の工事請負費に90万3,000円の追加をお願いするものである。本年6月に荒沢最終処分場の集水ピット壁に経年劣化によるクラックが生じ、漏水のおそれがあり、緊急に修繕工事を実施したため、当初予定していた工事費に不足が生じたため今回補正をお願いするものだ。4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費である。予算額2億8,640万9,000円に390万8,000円の追加をお願いするものである。説明欄1のし尿処理施設管理運営経費の工事請負費で390万8,000円の追加をお願いするものである。本年4月にし尿処理施設の汚泥脱水機のモーター軸受けの内部破損が発生したため、緊急に修繕工事を実施したものだ。また、7月にはし尿処理場地下室のブロワー室のエアコンが経年劣化により故障したことから、緊急に交換工事を実施したため、当初予定していた工事請負費に不足が生じたため今回追加の補正をお願いするものだ。以上である。

## 歳出

### 第2款 総務費、第4款 衛生費

(質疑)

- |       |  |
|-------|--|
| 板垣 一徳 | 21Pのし尿処理費の中の荒沢地内の今処理場が処理をしているところの場所のことでお聞きしたいのだが、漏水で処理したということによく理解した。これから何年くらい荒沢の処理場はもつというか、たまるまで期間はどのくらい見ている。   |
| 環境 課長 | 現在ごみ処理場の飛灰の固化灰を運搬して埋め立てさせていただいている。このままの状況であると、おおよそだけれども、約20年ぐらいをそこに埋めさせていただいて、その後キャッピングを行っていくというように考えている。  |
| 板垣 一徳 | 20年もつということになれば、相当時間はあるわけであるが、なかなかそういう場所を見つけるということは極めてこれ時間がかかると思う。荒沢をつくる時も、これは広域事業でやったわけであるが、場所が山北だ、いや、村上だというお話もあっても、なかなか受け入れ態勢がなくて、当時朝日の荒沢でつくったという経過がある。あれから随分になるわけであるが、早い時期にやはり次の場所も決定していくように、これはご要望であるので、よろしく理解していただきたいと、こう思う。以上だ。 |
| 小林 重平 | 4款の環境衛生総務一般経費、伐採業務委託料か、村上市営の岩船上町墓地枝の払い落としなのだろうけれども、ちょっとお伺いしたいのは、市営だからこの使用料というのかその墓地代というのはいらっしゃるのか。   |

環境 課長 村上市の市営墓地、市有墓地であるけれども、永代使用料については松喜和霊園と山北町霊園の2カ所である。そのほか岩船上町、それから岩船に3つあるけれども、それと羽黒町墓地については無料で今やっている。

小林 重平 それは大変いいことだと思うのだけれども、例えばお盆とかお彼岸近くなると掃除をやるよね、墓掃除というか。これ我々荒川のほうでは、それぞれ個人のお墓というのは自分で行って、お盆でもそうだけれども、草取り等をやるのだけれども、以前であればどこだったのか、この村上市営の、岩船だったと思うのだけれども、市営だから市でその草を刈ってもらいたいというようなご要望がたくさんあったと思うのだけれども、今そういったあれはないか。

環境 課長 市有墓地についての維持管理であるけれども、全て草刈りするような状況では、できるような状況ではないので、歩く道を主に草刈り年2回程度やらせてもらっている。

小林 重平 今は、その個人の所有の周りのところまではやっていないということだね。

環境 課長 細かく個人の所有地までは草刈り等は実施していない。

小林 重平 わかった。以上である。

山田 勉 21Pの火葬場運営費ということで、荒川、山北とあるのだけれども、村上も大丈夫か。

(「村上言うたねっか」と呼ぶ者あり)

環境 課長 済みません、今回の補正の部分については、各火葬場に設置するカーテンの部分については荒川、村上、山北は該当になるけれども、そのほか修繕料等の工事費も含めてだけれども、これについては荒川と山北の火葬場が該当になるものである。

山田 勉 それで、村上では修繕しなくてもそのまま大丈夫なのだね。

環境 課長 当初予算で村上の部分も入っているし、その都度というか、計画的に対応させていただいている。

小林 重平 この火葬場の指定管理、3つとも会津屋さんだよ、違ったか。

環境 課長 指定管理者が会津屋さんになっている。

小林 重平 それで、ちょっとまたあれか、これ指定管理だから、金額によって故障とか修理の場合は決まっているよね、50万円以上は市でもつとか、それ以下は指定管理者がもつというような。その基準ちょっと教えてくれ。

尾形分科会長 答えられる方は挙手してくれ。

環境 課長 1件30万円以上を市のほうで修繕やっているところである。

小林 重平 以下は指定管理と。終わる。

小杉 和也 16Pの防犯灯設置費補助金、村上と朝日2カ所と言っていたけれども、もう少し詳しい場所は教えていただけるか。

市民 課長 村上地区については、浜新田のほうからの要望であるし、朝日地区については、小須戸から荒沢間の防犯灯の設置である。以上である。

小杉 和也 要望があって設置したというのがあるのだけれども、その判断基準というのか、全ての要望は応えていけないよね。優先順位をつけてやっていると思うのだけれども、その判断基準というのはどういうことか。

市民 課長 通学路については、優先的に設置をしていきたいというように考えている。

小杉 和也 それだけか。通学路、ほかにもう少し何かあるとすれば何か。

市民 課長 通行の多いところとか、それから市内でいうと自転車と歩行者が一緒に通るような場所とか、そういったところを中心に考えている。

小杉 和也 現場の確認は、担当課ではどんなふうに行われているのか。  
 市民 課長 それぞれ要望があったときに現地を確認させていただいているし、各支所管内については、支所のほうで確認をしているし、必要に応じてこちらのほうからも出向いて確認をしているところである。

竹内喜代嗣 火葬場の修繕の件でお伺いをしたいと思う。やっぱりこれだけの重要施設で経年劣化も激しいわけだが、1年に1遍定期点検のようなことをする必要があるかと思うのだが、そのような考え方はないのか。

環境 課長 定期点検については、指定管理者のほうに年1遍やってもらっているところである。  
 竹内喜代嗣 そのときに見つかったような場所を修理しているということでもいいのか。  
 環境 課長 その辺のそのときに見つかった場所は、特に修繕することになるけれども、それ以前に各というか、年間計画を立てて事前に計画の中で修繕工事をやっているというところである。

竹内喜代嗣 メーカーというのは、大体この部品はどのくらいで、何回ぐらいの使用で壊れるようなことを把握しているのだけれども、そういったことでのメーカー側と指定管理者、そして村上市との確認はできているのか。

環境 課長 それぞれのメーカーが点検をすることになっているので、その部品が幾らで壊れていくかというのを承知した上での計画になっている。

竹内喜代嗣 荒沢最終処分場のことでお伺いしたいのだが、これも合併前に建設されて、現場、現地も見たりしているわけなのだが、遮蔽シートが3重構造だかになっていてというような説明を受けた記憶があるのだが、常時排水をモニタリングしていると思うのだ。モニタリングの結果については、どういうふうに把握する仕組みか。

環境 課長 毎日日常常駐しているので、そのモニタリングというか、水質を調査しているし、月1回やるものあるいは何カ月に1回やるものということで、水質調査をやっているところである。

竹内喜代嗣 大体防水シートは、説明聞いているはずなのだが、よく覚えていないので、お聞きするのだけれども、何年ぐらいその防水遮蔽できるというふうになっていたか、半永久ではなかったかと思うのだけれども。

環境 課長 防水シート自体は、半永久ということで私どもは考えている。  
 竹内喜代嗣 荒川の従前の南部郷のごみ処理場だったかと思うのだが、処分場もモニタリングしているかと思うのだが、あそこについてはどんなふうに、日々その放流水等のチェックはどのようにされているのか。

環境 課長 荒川の処分場については、常駐ではなくて週1回行って水質点検やっているところである。

竹内喜代嗣 それは委託なのだったっけ、課の人が行ってやっているのか。  
 環境 課長 委託でやっている。  
 竹内喜代嗣 これは要望にとどめるけれども、直接の担当ではないかのように報道されているから、いわゆるその村上駅の西側の地下水が汚染されているというような報道がなされているのだ。一般市民にしてみれば、そのことが全然この村上市議会開かれているのだけれども、議論されていないというのもおかしいのだが、このことについて  
 . . .

(「うわさに出る段階じゃないですか」と呼ぶ者あり)

竹内喜代嗣 うわさではないだろう。では、うわさかどうかとお聞きする。  
 環境 課長 西側の土壌調査については土壌調査、これは事業者の自主調査があって、県のほう

にその調査結果が報告された。県のほうから市の環境課、部署なのだけれども、市の環境課のほうに土壌調査の中で汚染の有害物質が出たので、関係する井戸水使用者に通知、飲まないよう要請してくれというところがあって、私どものほうで対応したと。その後、県のほうで井戸水の水質調査をしたところ、その有害物質が検出されなかったので、また環境課のほうに井戸水所有者のほうに周知するように要請されたというところで私ども動いているところである。

〔委員外議員〕

姫路 敏 火葬場の修繕の件なのだが、先ほど指定事業者、指定管理者が直す範囲というのが30万円を超えない範囲ということで、超えた分についてみれば市としてやるということなのだが、今までには修繕などでその指定管理者が30万円以下でやってきた実績というのか、経緯というのはあるか。

環境 課長 どういうものやってきたかというのをちょっと羅列できないけれども、結構やっていただいている。

姫路 敏 あその施設そのものは市の財産であって、朝日みどりの里でも同じようなこと言えるのだけれども、自分たちの頑張った収益の中で、それをいわゆる市の施設のためのその収益の中から市の施設のための修繕費に支払うというか、経費をかけていくことになるのだけれども、それは自分たちには管理としてやっている部分で、はね返ってこないといえればおかしいのだけれども、そういう部分からいくと、私は30万円という規定が何を基準に設けられているのかわからないのだけれども、撤廃したらいいと思うのだけれども、全て修繕に関してみれば市の施設なものだから、市がやるということでの指定管理料の見直しも今後は考えたほうがいいと思うのだけれども、その辺のことというのは考えられないのか。30万円の基準は何なのか、そして。その辺のところを含めてご返答くれ。

環境 課長 そういう意見もあるということで承知いたしたけれども、実際施設を使っていく上で例えば蛍光灯が切れたり、ガラスが割れただの何だのと、細かい修繕がかなりあるので、そういう部分については指定管理の中でやっていただいているのが現状である。

尾形分科会長 あと、今姫路議員から質疑あったその30万円の根拠に関して、各施設でみんな違うというのは皆さん認識していると思うのだけれども。

生活環境室長 これは、他の指定管理の施設の中でも30万円という基準が一旦ガイドラインのほうで示されている金額なのだけれども、実際は先ほど課長申し上げたが、軽微な金額のものを負担していただいているという認識である。例えば昨年度だと、村上の火葬場で40万円ほど、他の火葬場では大体10万円ほどの実績になっているので、実際についてはそのような金額で推移しているし、また当初指定管理の公募をする際に、それぞれの施設の修繕料というのは当然当初見込んで出しているの、収益の中から負担していただいているという認識はない。

日程第6

議第121号 平成28年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 建部昌文君、市民課長 尾方貞一君、環境課長 中山 明君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

## 歳入

### 第1款 市税

(説明)

税務 課長

それでは、平成28年度歳入歳出決算書の11、12Pをお開きください。歳入の第1款市税であるが、市税全体での調定額は70億3,448万7,921円で、前年度比較では1,466万2,779円の減となっている。調定額を税目別に見ると、市民税は26億9,983万3,640円で、前年度比較では183万1,916円の増、固定資産税は36億4,819万3,094円で、地価の下落などにより前年度比較では2,068万4,486円の減、軽自動車税は2億441万566円で、前年度比較では2,451万868円の増となった。軽自動車税が増額になった理由は、平成28年度から新税率及び重課税率が適用されたことによるものだ。市たばこ税は4億1,880万3,293円で、前年度比較ではたばこの売り渡し本数の減少により1,476万8,473円の減、入湯税は5,798万2,500円で、前年度比較では328万6,100円の減となっている。次に、市税全体での収入済額であるが、収入済額は67億1,704万1,385円で、前年度比較では4,522万1,731円の増収となっている。不納欠損額は2,949万8,513円で、前年度比較では1,755万4,294円の減、収入未済額は2億8,794万8,023円で、前年度比較では4,233万216円の減となっている。不納欠損については、地方税法で定める滞納処分の執行停止及び時効による消滅等によるものである。市税全体の徴収率については、現年課税分及び滞納繰越分合計で95.5%となっていて、前年度の94.6%を0.9ポイント上回っている。第1款市税の説明は以上である。

### 第11款 交通安全対策特別交付金

(説明)

市民 課長

それでは、15P、16Pをお願いをいたす。11款1項1目交通安全対策特別交付金である。収入済額869万7,000円である。これは、交通事故の発生を防止することを目的に交通違反の反則金収入を原資といたして、道路交通安全施設整備の経費に充てるために交付されるものである。以上である。

### 第12款 分担金及び負担金

(説明)

市民 課長

次に、12款2項1目総務費負担金、次のページである。1節の戸籍住民基本台帳費負担金、収入済額45万1,200円である。備考欄をごらんいただきたいと思う。1の旅券交付事務負担金といたして9万1,200円は、関川村との旅券交付事務委託契約によって、関川村村民に対する旅券交付の事務を行っているものであって、1件当たり1,600円で57件である。また、2の戸籍電子情報処理事務負担金36万円については、栗島浦村のデータ化された戸籍を村上市のサーバーにおいて保存、管理する事務に対する負担金である。

環境 課長

17、18Pである。12款2項3目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金のうち備考欄1、火葬場運営費負担金89万7,000円だ。これは、荒川火葬場普照園の管理運営に対しての関川村の負担金である。12款2項3目2節清掃費負担金、備考欄1、ごみ処理場運営費負担金3,570万7,000円だ。これも、関川村の負担金である。

### 第13款 使用料及び手数料

(説明)

- 市民 課長 それでは、19、20Pのほうをお願いをいたす。13款1項1目総務使用料、1節の総務管理使用料のうち備考欄のほうをごらんいただいて、6の行政財産使用料といたして1万500円であるが、これについては自転車等の駐車場用地に立っている電柱の土地使用料1カ所年額1,500円の7カ所分である。7の駐車場使用料については、坂町駅前月の決め駐車場の使用料113万2,000円であって、車1台当たり月額4,000円をいただいているものである。以上である。
- 環境 課長 同じページである。13款1項3目衛生使用料、1節衛生使用料のうち備考欄1、霊園等永代使用料15万円だ。これは、神林地区松喜和霊園の1区画分の永代使用料になる。備考欄2、行政財産使用料3万9,697円は電力柱、N T T柱等の財産使用料である。
- 市民 課長 それでは、21P、22Pになる。13款2項1目総務手数料、下のほうであるけれども、1節の総務管理手数料のうち備考欄の2、放置自転車等返還手数料1万2,500円については、駐輪場から撤去いたした放置自転車の返還手数料1台500円の25台分である。以上である。
- 税務 課長 次に、その下であるが、13款2項1目第2節徴税手数料だが、収入済額は566万1,314円である。内訳は、備考欄のとおり督促手数料などである。
- 市民 課長 次のページの23、24Pである。13款2項1目3節の戸籍住民基本台帳手数料である。収入済額2,745万1,750円については、備考欄に記載のとおり戸籍や住民票の交付及び証明等の手数料である。以上である。
- 環境 課長 同じページである。13款2項3目衛生手数料、1節衛生手数料の収入済額185万4,390円である。備考欄1、畜犬登録等手数料45万6,000円は、新規登録犬の鑑札交付手数料で、152件分である。備考欄2の狂犬病予防注射済票交付手数料139万6,450円は2,539頭分である。

#### 第14款 国庫支出金

(説明)

- 市民 課長 それでは、25、26Pをお願いをいたす。中ほどになるけれども、14款2項1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金である。備考欄をごらんいただきたいと思う。4の個人番号カード交付事業費補助金で475万6,000円。これにつきましては、個人番号の通知及び個人番号カードの発行に係る事務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払う負担金であって、全額国の補助金として交付を受けるものである。5の個人番号カード交付事務費補助金126万円については、個人番号の通知及び個人番号カードの交付事務のための臨時職員の配置等に対する補助金である。6の個人番号カード交付事業費補助金繰越明許分については、4と同様に地方公共団体情報システム機構へ支払う負担金の繰り越し分である。
- それでは次に、29P、30Pをお願いをいたす。14款3項1目総務費委託金、1節の総務管理費委託金については、備考欄にあるとおり自衛官募集事務委託金で3万円、自衛官募集についての広報経費としての委託金である。2節の戸籍住民基本台帳費委託金、収入済額18万8,000円については、中長期在留者住居地届出等事務委託費である。この委託金については、中長期在留者からの届け出の受理と法務大臣への報告に関する事務の委託費である。14款3項2目の民生費委託金、1節社会福祉費委託金については、備考欄の1にあるとおり国民年金事務費交付金1,201万4,407円である。これについては、国民年金に関する事務手続及び国民年金事業の普及啓発

のための事務費として交付されたものである。以上である。

### 第13款 使用料及び手数料

(説明)

環境 課長 ここで、説明し落とした部分があるので、前に戻っていいか。

尾形分科会長 どうぞ。

環境 課長 23、34Pの清掃手数料の部分である。13款2項3目2節清掃手数料である。調定額1億9,828万9,920円に対し、収入済額1億9,576万8,070円であって、102万9,430円の不納欠損額及び149万2,420円の収入未済額である。不納欠損額102万9,430円は、ごみ処理手数料で97万8,550円で5件分である。また、し尿処理手数料では5万880円の11件分である。会社倒産、本人死亡、所在不明等により不納となり、時効になったものである。収入未済額149万2,420円は、ごみ処理手数料で86万3,500円、し尿処理手数料で62万8,920円である。ごみ処理手数料は2件分であり、以前に会社倒産により未納となっているものである。し尿手数料は162件分である。備考欄について主なものをご説明いたす。備考欄2のごみ処理手数料7,545万1,900円は、ごみ袋の販売代金である。備考欄4のし尿処理手数料3,637万3,500円は、し尿くみ取り1万5,021件分のくみ取りに係る手数料だ。備考欄6の廃棄物処理手数料7,439万8,980円は、ごみ処理場へ持ち込まれた廃棄物、家電リサイクル品及び下水道汚泥等の処理手数料だ。備考欄7の浄化槽汚泥等処理手数料893万1,000円は、し尿処理場へ持ち込まれた浄化槽汚泥の処理手数料である。

### 第15款 県支出金

(説明)

環境 課長 それから、31P、32Pのほうの説明をさせていただく。15款1項4目事務移譲交付金、1節事務移譲交付金の備考欄に事務移譲交付金1万5,306円だ。騒音、振動に関する届け出事務が新潟県から市に移譲されたことでの交付金であり、騒音4件、振動2件の届け出を受け付けたものである。以上だ。

市民 課長 15款2項県補助金、1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金である。備考欄の4、消費者行政推進事業等補助金268万8,000円については、消費生活相談体制整備のための消費生活相談員の配置及び啓発を行うために要する経費に対しての補助である。消費生活センターの人件費、事業に対する補助金として交付されているものである。以上である。

税務 課長 それでは、次に35、36Pをごらんください。15款3項1目1節徴税費委託金の備考欄の1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金9,306万3,242円であるが、これは市が徴収している市県民税のうち、県民税の徴収分に係る新潟県からの委託金である。

市民 課長 15款3項1目2節の戸籍住民基本台帳費委託金、収入済額11万1,300円である。備考欄をごらんいただきたいと思う。1の人口移動調査交付金4万3,000円については出生、死亡、転入、転出を毎月県に報告していることによるものである。2の人口動態調査費事務委託金6万8,300円については、厚生労働省が行う調査の委託金であって、出生、婚姻、離婚、死亡、死産について毎月2回保健所を経由して報告していることに対する委託金である。次に、37、38Pをお願いをいたす。15款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、備考欄の1である。人権啓発活動地方委託事業委託金97万9,000円については、法務省が各都道府県に委託をして行う人権啓発活

動委託金であるが、各市町村が四、五年に1回程度の割合で県からの再委託によって人権啓発事業を行うための委託金である。以上である。

## 第20款 諸収入

(説明)

税務 課長 それでは、41、42Pをごらんください。20款1項1目1節の延滞金であるが、個人市民税等市税の延滞金である。収入済額は1,793万8,396円である。内訳は、備考欄のとおりである。次に、43、44Pをごらんください。

20款の6項2目1節、下のほうになるが、これ弁償金、この900円は原動機付自転車等の標識紛失に係る弁償金で、1件当たり300円の3件分の900円となっている。次に、47、48Pをごらんください。20款6項6目1節総務雑入のうち備考欄右上のほうになるが、41、精通者意見価格調査料は、相続税及び贈与税課税の基準となる土地価格の調査料である。また、その下の42、譲渡林分調査料は、相続税などで立ち木の評価算定を行うため、譲渡があった山林の現場調査手数料で、いずれも関東信越国税局からの収入である。その下の43、過年度還付金返戻金は、市県民税の既還付金を日本年金機構へ返納するための納税義務者からの返戻金である。

市民 課長 備考欄の44、交通災害共済事務取扱交付金であるが、227万3,075円の交付を受けたものである。これについては、交通災害共済に加入した会員数によって交付されるもので、市町村の均等割による算出が2割、残りの8割を会員数割で交付されるものである。村上市の平成28年度の交通災害共済の加入者数は4万1,980人であった。以上である。

環境 課長 同じページ、47、48Pである。20款6項6目3節衛生雑入について、環境課所管分の主なものをご説明いたす。備考欄1の資源ごみ等売却収入963万1,397円である。ペットボトル、アルミ、スチール、紙類、小型家電の売却収入になる。備考欄4のごみ処理場有価物売却収入351万7,213円は、ごみ処理場に搬入された鉄くず等の売却収入である。備考欄5の資源ごみ再商品化配分金96万8,998円は、日本容器包装リサイクル協会から前年度に引き渡ししたプラスチック製容器包装等の品質及び低減率により配分金が交付されたものである。以上になる。

## 第1款 市税

(質疑)

竹内喜代嗣 12P、この市税の不納欠損と出てくるけれども、これは執行停止になったというふうに考えるのだが、中身はどういう過程を経て不納欠損というふうになったのか。

税務 課長 不納欠損については地方税法による。全部で3種類あるけれども、1つは滞納処分の執行停止、これは滞納処分をすることができる財産がないときなどについて、滞納処分の執行を停止することができるということになっているが、この滞納処分の執行停止が3年間継続したときは、納付または納入する義務が消滅するという規定があって、それで不納欠損になるという件が1件。次の件が徴収することができないことが明らかであるとき。これは、例えば会社が倒産して承継人がいないとかいう場合であるけれども、この場合は即時消滅させることができるということになっている。次に、地方税の消滅時効というものであるが、地方税の徴収権というのが法定の納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅するというになっているが、以上3つである。なお、この地方税の消滅時効に

ついては、行方不明者であるとかあるいは分納していらっしやっただけけれども、追いつかないで時効消滅になったというような例がある。

尾形分科会長 よろしいか。

小林 重平 軽自動車税だけれども、11Pだ。近年若い人が特にそうなのだけれども、税金が高いということで軽自動車がふえているやに今聞いているのだけれども、本市においてもやっぱりそういう傾向にあるか。

税務 課長 平成27年度と平成28年度を比較いたすと、原動機付自転車全体を含めると、平成27年度が3万4,656台だったが、平成28年度が3万4,352台で、304台の減となっている。ただ、その四輪乗用の自家用自動車については、平成27年度が1万6,746台だったが、平成28年度が1万6,924台ということで若干ふえているという状況にある。そのほか四輪貨物の営業用、自家用については、若干減っている状況である。

小林 重平 わかった。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第11款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第12款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第13款 使用料及び手数料

(質 疑)

竹内喜代嗣 畜犬登録等手数料というふうに出ているが・・・

尾形分科会長 何Pか。

竹内喜代嗣 ごめんなさい。24Pの使用料、手数料の中に出てくる衛生手数料の中で、これは自治振興課か。

(「早いんだ」と呼ぶ者あり)

竹内喜代嗣 早いか。行き過ぎた。ごめんなさい、失礼。

尾形分科会長 13款でいいのだけれども、自治振興課だ。

(「環境課じゃねえの」と呼ぶ者あり)

竹内喜代嗣 環境課だ。ごめんなさい、間違った。何頭登録されているのか。あと、おしっこかけられて家が腐るといような苦情もあったのだけれども、それは蛇足の話だけれども、そんな被害の訴えとかないか。

尾形分科会長 今の質問、ちょっと環境課わかっていないと思うので、もう一回質問の・・・。  
竹内喜代嗣 畜犬登録等手数料が出てくるけれども、これというのは何頭ぐらいで、今新規のやつだよという話もあったのだけれども、これは毎年なのかどうなのか。その頭数等  
環境 課長 犬の登録の頭数であるけれども、ちょっと平成28年12月31日現在の今資料であるが、  
2,828頭である。  
尾形分科会長 いいか、竹内委員。  
竹内喜代嗣 はい。

〔委員外議員〕

姫路 敏 24Pの衛生手数料の清掃手数料だが、不納欠損額が102万9,430円で、し尿処理のほう  
がたしか97万8,500円と聞こえたのだが、これ5件ということなのだが、し尿処理  
というのは、処理してもらう前に券か何か買うとかなんかだったと思うのだが、そ  
の辺こういう場合でも欠損となって、不納欠損でなくなるわけか。どういうことでの  
経緯でこれが出てくるのかちょっと教えてもらいたい。  
環境 課長 会社倒産とか個人の部分もあるけれども、し尿処理をやった。その後納付書を通知  
した。払ってもらえなかったということで年数が、会社であれば会社が倒産したり、  
個人であれば居どころ不明になったりして不納欠損になったという経緯である。  
姫路 敏 そうすると、そのそばの収入未済額ということになれば、これは今のところ取れて  
いないという金額だけれども、これもまた来年度あたり不納欠損になる可能性とい  
うのは大だということでもいいのか。会社か、ほとんど。  
環境 課長 先ほどの不納欠損した会社が数年にわたってあった会社もあって、来年度も出てく  
るものもある。

## 第14款 国庫支出金

(質 疑)

竹内喜代嗣 30Pの戸籍住民基本台帳費委託金ということで、予算のときも聞いたと思ったのだ  
が、中長期の在留者届け出事務ということなのだが、現在何人の、これ締めだから  
きっと3月31日になるか、締めの時点で何人いて、研修生なんかも登録する義務が  
あるのではないかなと思うのだが、ちょっと教えていただきたい。  
市民 課長 現在登録されている外国人については290人となっている。  
竹内喜代嗣 お嫁さんとかお婿さんに来たとか、そのほか研修生とか、そういう区分はできない  
のか。わからない。  
市民 課長 済みません、そういう区分はされていない。  
竹内喜代嗣 了解した。  
小林 重平 30Pの自衛官募集事務委託金だけれども、最近北朝鮮さんがかなり暴発しているけ  
れども、去年あたりからやっているのだけれども、この広報に対して自衛官に村上市  
からなりたいという方はどのくらいいる。  
市民 課長 昨年度自衛官になられた方は・・・昨年度というか今年度になるわけだけれども、  
3名の方がなられている。  
小林 重平 こういう事態なので、もうちょっと広報をやって、日本の危機だということで、と  
いうことは村上市の危機であるから、もっとあれをあおるわけではないのだけれども、  
も、そういったことをもうちょっとというか、皆さん、市民の方に日本の危機と同

時に自衛官を目指す方をもっと啓発運動を進めたほうが良いと私は思うのだけれども、いかがか。

市民 課長 これまでも、広報を使ってそれぞれの募集の時期があるけれども、その募集の時期に合わせて広報させていただいているし、市の庁舎のほうにも懸垂幕で募集のご案内をさせていただいているところである。なお、それぞれの学校等への募集については、新発田の地域事務所があって、そちらのほうが中心となって募集の活動をしているところである。担当の市民課といたしても、そういったことでご協力できるところ、広報活動とかさらにできるところについては、実施をしていきたいというふうに考えている。

小林 重平 いい。

〔委員外議員〕

姫路 敏 今回の自衛官の募集のところなのだが、3名というのは村上市内のことを言っているのか。それとも、新発田圏域というのか、その中でその募集のことを言っているのか、その辺。

市民 課長 村上市内からの自衛官になられた方の人数である。

姫路 敏 自衛官術科学校候補生と防大と一般とあるけれども、この3名というの一般なのか、それともその割り当ての中でどんなふうになっているか。村上市からの募集に割り当てというのは変な言い方だけれども、3名自衛官になったというのは一般的なかどうかも含めて、結局募集が100人いて3人になったのか、そのいわゆる倍率も含めて。最近自衛官の倍率結構高いと思うのだけれども、その辺を含めてちょっと教えてもらえるか。

市民 課長 全体の募集で村上市から何人という割り当てではなかったかと思うけれども、今回は陸上のほうに2名、海上のほうに1名ということで、一般の自衛官ということである。それから、全体の募集人員がどれだけだったかということ、済みません、今ちょっと資料持ってきていなかったの、後ほどご回答させいただければと思う。

姫路 敏 応募者数はどのくらいか。

市民 課長 村上市からの応募者数ということであると、昨年4名の方の応募があって、4名とも採用にはなかったけれども、1名の方が途中で辞退をされたということである。

## 第15款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第20款 諸収入

(質 疑)

竹内喜代嗣 42Pの個人市民税から、個人市民税、法人、4つ税が上がっているわけなのだが、特にお聞きしたいのは、個人市民税の延滞金について不納欠損がないというのはなぜなのか。

税務 課長 これは、不納欠損とはまた別であって、滞納のある方がずっと納められていないこ

とによって延滞金という利息のようなものがつくわけであるが、その分である。

竹内喜代嗣 延滞金の利息について確認したい。

税務 課長 延滞金については、その年によって利率が違っているけれども、平成29年1月1日からは、納期限から1カ月経過した分については9%で、1カ月までは2.7%というふうな率になっている。

竹内喜代嗣 そうすると、お聞きしたいのは9%、前は11%だったのではないかと思うのだが、それはどうなのか。

税務 課長 この14.6%だった時期が平成25年までは14.6%だったけれども、平成26年からは9.2%、平成27年から平成28年度は9.1%というふうに下がってきている。

竹内喜代嗣 そうすると、本税については不納欠損で猶予する5年とかあるわけだけれども、延滞金でかさんだ利息部分はそのまま残るといったことなのか。

税務 課長 それについても、例えば滞納者の執行停止であるとか、そういったもので消滅いたす。時効で消滅いたす。

竹内喜代嗣 事例はあるのか。

税務 課長 事例はある。本・・・

竹内喜代嗣 いやいや、あるのだ。

税務 課長 はい。

渡辺 昌 48Pの衛生雑入のところなのだけれども、今の処理場できたときの見学行ったときに、事業者の側からの家具のいいものはリサイクルして販売するなんて説明あったのだけれども、実際そういうことはされているのか。

環境 課長 いろいろ試みたのだけれども、まだ実際実行されていない。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(尾形修平君)休憩を宣する。

(午前11時08分)

分科会長(尾形修平君)再開を宣する。

(午前11時19分)

## 歳出

### 第2款 総務費

(説明)

市民 課長 それでは、69P、70Pをお願いをいたす。2款総務費、1項総務管理費の9目交通安全対策費については、支出済額1億111万8,619円となっている。内訳といたしては備考欄の1、交通安全対策一般経費が2,081万9,704円となっているが、これは交通安全指導員の報酬、交通安全の啓発関係及び駐輪場等の経費である。2の交通安全対策一般経費【繰越明許分】の3,608万800円については、村上駅前及び岩船町駅前の駐輪場の工事請負費等である。それぞれの駅前に駐輪場の上屋を整備したもので、村上駅前には自転車180台、原付バイク12台、岩船町駅前には自転車72台、原付バイク10台を置くことができるようになっている。3の交通安全対策施設管理経費の496万4,544円については、カーブミラーの購入費、修繕料及び新設等の工事請負

費である。4の交通安全対策費職員人件費3,925万3,571円については、職員5人分の人件費である。次に、2款1項10目消費者行政費496万2,281円については、消費生活センター関係の経費であって、消費生活相談員の経費として2人分の報酬、社会保険料、費用弁償のほか講座や啓発用リーフレットなどの購入費としての消耗品費及び無料法律相談委託料などとなっている。次のページに参って、2款1項11目の防犯対策費については、支出済額が6,337万3,107円となっている。内訳といたしては、1の防犯対策経費6,186万1,416円である。これについては、防犯灯の電気料、修繕料、設置工事費等が主なものとなっている。なお、需用費の不用額738万1,739円については、このうちの電気料が約650万円減となったものである。2といたして、空き家等管理不全防止対策経費である。こちらについては、事務補助員の賃金が主な内容となっているが、工事請負費として13万7,160円を予備費充用している。これについては、岩船町駅付近の国道7号沿いに廃工場となった三和電機製作所がある。そこの製品の搬出入口のトタンがめくれて飛びそうな状況になったものを撤去したものである。以上である。

税務 課長

それでは、77、78Pをごらんください。2款2項の徴税費のうち1目の税務総務費だが、備考欄をごらんください。主なものをご説明いたします。2の税務総務費経費であるが、一番上の収納推進員報酬の518万7,600円は、収納推進員3人分の報酬である。業務内容は、滞納者宅への訪問徴収や催告業務、徴税吏員の補助業務が主なものである。その2つ下の事務補助員賃金830万3,209円は、通年雇用の臨時職員3人及び申告時期から納税通知書発送までの臨時職員賃金である。次に、3の税務総務費職員人件費の2億3,575万6,042円であるが、本庁、支所合わせて33人分の人件費である。次に、2款2項2目賦課徴収費だが、備考欄をごらんください。1の賦課徴収経費のうち、2番目の印刷製本費の366万567円は納税通知書、封筒、督促状等の印刷代である。その下の通信運搬費の808万4,294円は納税通知書、督促状等の発送に係る郵便代である。その下の軽自動車検査情報市区町村提供システム手数料53万6,187円は、軽自動車のグリーン化特例による税率軽減の判定などのため、軽自動車検査情報提供に対する地方公共団体情報システム機構への手数料である。それから、下から4番目の画地認定業務委託料から次のページの上から2番目の標準宅地鑑定評価業務委託料までについては、資産税関係の委託料で、毎年の土地、家屋の異動処理を行うための業務委託料や平成30年度の評価がえ関連の業務委託料などである。その下の過誤納還付金1,857万3,882円は、法人市民税の予定納税の精算による還付のほか、所得の更正などによって還付したものである。以上である。

市民 課長

次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳費については、支出済額1億4,373万2,236円である。内訳といたしては備考欄の1、戸籍住民基本台帳経費といたして545万8,339円であって、これは事務補助員2人分の賃金、戸籍住民基本台帳に関する届け出、謄抄本の交付、証明書の発行等に係る経費である。2のパスポート事務経費18万7,882円については、パスポートの交付関係経費で、申請書の郵送経費が主なものである。交付件数といたしては515件となっている。3の戸籍住民基本台帳経費【繰越明許分】の972万6,000円については、地方公共団体情報システム機構の負担金であって、マイナンバーカードの交付等に係る負担金である。国からの全額補助となっている。4は、戸籍住民基本台帳費職員人件費1億2,836万15円で、職員20人分の人件費である。以上である。

### 第3款 民生費

(説明)

市民 課長 91、92Pをごらん願う。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の備考欄である。19の人権・同和対策費の85万2,507円については、人権研修の関係の謝礼、それから各種集会あるいは研修会等の旅費及び参加費、人権擁護委員協議会を初めとする人権関係団体の負担金となっている。次のページをお願いいたす。20の人権啓発活動地方委託事業経費76万1,192円であるが、歳入のほうでも申し上げたが、この事業については、法務省が各都道府県に委託をいたして、県からの再委託により各市町村が四、五年に1回程度の割合で人権啓発活動を行っている事業である。昨年度は、村上市が委託を受け事業を行ったものである。事業内容といたしては講演会の開催、啓発用リーフレット等の作成、配布を行っている。続いて、99P、100Pのほうをごらんいただきたいと思う。3款1項5目の国民年金事務費については、支出済額933万3,596円である。内訳といたしては、備考欄の1は国民年金事務経費といたして151万4,742円で、事務補助員の賃金等が主なものとなっている。また、2といたして、国民年金事務費職員人件費については781万8,854円である。以上である。

### 第4款 衛生費

(説明)

環境 課長 ページのほう、115P、116Pになる。4款1項3目環境衛生費である。支出済額1億1,865万8,738円である。主なものを事業費目ごとにご説明いたす。備考欄1の環境衛生総務一般経費は、支出額221万896円である。環境審議会委員報酬、費用弁償は委員会1回分の開催分だ。環境基本計画等進捗管理委員会委員報酬は、委員会1回分の支出である。伐採業務委託料は、市営墓地の松枯れ及び支障木の伐採処理に要した費用になる。工事請負費は、瀬波海岸海浜植物セナミスミレの保護柵を設置した費用になる。備考欄2の排水路清掃等経費は、支出済額1,177万2,691円である。施設維持保全業務委託料1,098万1,039円は、所管する排水路清掃業務や排水路土砂処分搬出業務委託料である。備考欄3の畜犬登録等経費は、支出済額77万812円である。狂犬病予防集合注射に要した費用である。備考欄4の新エネルギー推進事業経費は、支出済額1,790万9,800円である。住宅用太陽光発電システム設置費補助金53件分の補助金の支出である。木質バイオマスストーブ設置費補助金は、22件分の補助金の支出である。備考欄5の岩船沖洋上風力発電推進事業経費は、支出済額314万9,923円である。委員報酬及び費用弁償については、推進委員会4回分の支出額である。事務補助員賃金114万3,285円は、臨時職員の1名分の費用である。117P、118Pを開いてくれ。備考欄6の個別浄化槽経費は、支出済額521万5,769円である。合併処理浄化槽維持管理費助成金518万5,402円で、312件分の維持管理助成金及びブローア交換23件分の助成金になる。備考欄7の環境衛生費職員人件費は、職員9人分の支出になる。4款1項4目備考欄1、火葬場運営経費である。支出済額2,052万110円である。指定管理料1,085万4,000円は、荒川火葬場、村上火葬場、山北火葬場になる。工事請負費745万5,240円は、村上火葬場では1から2号炉の燃焼室耐火物補修工事、ポーチ改修工事、耐火台車上部取りかえ工事である。山北火葬場では、駐車場舗装修繕工事、耐火台車上部取りかえ工事である。荒川火葬場では、耐火台車上部取りかえ工事である。4款1項6目公害対策費である。支出済額372万9,997円である。

ある。主なものをご説明いたす。水質検査委託料101万6,280円は、公共用水路36カ所、地下水23カ所の検査等に係る経費である。自動車騒音常時監視業務委託料は、騒音規制法に基づく調査である。臭気測定検査委託料153万9,000円は、朝日地区5カ所、村上地区3カ所、神林地区3カ所、荒川地区で1カ所の臭気測定の検査委託料である。

それから、119P、120Pをお開きください。4款2項1目清掃総務費である。支出済額5,414万3,272円である。備考欄1の不法投棄対策経費は、支出額22万54円である。不法投棄防止看板の購入経費と不法投棄されたタイヤ等の処分に係る経費である。備考欄2の清掃総務一般経費は、支出額30万2,605円である。一般消耗品費と塩町倉庫光熱水費及び各団体への負担金が主なものである。備考欄3の清掃総務費職員人件費は、職員7人分である。4款2項2目塵芥処理費である。支出済額8億8,541万3,808円である。備考欄1のごみ清掃対策経費は、支出額3億3,088万7,122円である。消耗品費2,107万712円の主なものは、ごみ指定袋購入費用であり、大135万枚、中135万枚、小50万枚である。ごみ袋等取扱手数料1,116万1,200円は、ごみ指定袋取扱店275店に対し、ごみ袋販売手数料の15%を取扱手数料として支出したものである。ごみ・危険物等収集委託料2億6,095万344円は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集に係る委託料で、業者数は7業者である。ページのほう、121P、122Pをお開きください。備考欄2のごみ処理場運営経費は、支出済額3億6,508万9,742円である。ごみ・危険物等処理委託料675万2,148円は、乾電池等運搬処分経費と廃家電処理経費が主なものになる。ごみ処理場運営業務委託料2億8,099万1,099円は、ごみ処理場の運営を委託している村上環境テクノロジーへの委託料である。焼却灰資源化業務委託料5,778万8,064円は、焼却灰の主灰を資源化するため埼玉県のリサイクル会社に処理を委託したものである。備考欄3の最終処分場運営経費は、支出額3,992万3,696円である。施設管理業務委託料1,492万5,600円は、荒沢最終処分場の水処理施設の維持管理業務委託料である。工事請負費712万8,000円は、荒沢処分場ののり面復旧工事及び水処理施設の脱窒素槽攪拌器更新工事を実施したものである。備考欄4の荒川郷施設維持管理経費は、支出額1億4,951万3,248円である。荒川郷最終処分場の維持管理運営及び旧荒川郷ごみ処理場の解体に係る経費である。工事請負経費1億3,751万6,400円は、2カ年継続で実施した旧荒川郷ごみ処理場解体工事の平成28年度分の工事請負費が主なものである。4款2項3目し尿処理費である。支出済額2億8,584万9,569円である。備考欄1のし尿収集経費は、支出額1億3,137万1,761円である。し尿収集に係る経費である。し尿収集委託料9,179万4,952円は、し尿収集業者4社への委託料である。胎内市清掃センター運営管理委託料3,829万5,000円は、荒川地区のし尿処理及び浄化槽汚泥の処理を胎内市清掃センターへ処理委託している委託料である。備考欄2のし尿処理施設管理運営経費は、支出済額1億5,447万7,808円である。し尿処理施設アクアセンターの維持管理運営に係る経費である。123P、124Pをお開きください。指定管理料1億1,400万3,000円は、村上市環境公社有限責任事業組合に対しての指定管理料である。工事請負費3,745万2,240円は、定期設備修繕工事として実施したものである。以上である。

## 第8款 土木費

(説明)

環境 課長 ページのほう、161P、162Pをお開きください。8款土木費、6項都市計画費、3目

公園費のうち備考欄1の都市公園維持管理経費である。支出額1,409万5,967円である。市内31カ所の公園の維持管理に係る経費である。主なものについて説明いたす。光熱水費158万3,530円は、公園のトイレ等の電気料及び上下水道料である。施設維持保全業務委託料1,077万6,673円は、公園の清掃及び除草等に係る委託経費である。以上である。

## 第2款 総務費

(質 疑)

長谷川 孝 ちょっと今ページ出てこないのだけれども、岩船町駅前にあるその三和電機のトタンだというような話だったのだが・・・

(「72」と呼ぶ者あり)

長谷川 孝 ごめんなさい、72P。この三和電機の場合というのは、今どのような形になっているのか、ちょっと教えていただきたい。

市民 課長 この三和電機製作所については、平成20年の9月に破産の手続が開始されている。その後、平成21年の10月にこの手続に要する費用がなくなって、破産手続の廃止決定がされたということであって、その時点でもう誰も管理する人がいなくなってしまっている状況である。

長谷川 孝 建物も、結構朽ち果ててきているところもあるのだけれども、そういう場合はみんな市がやはりやらなければだめだということになるの。

市民 課長 今のところ管理すべき人が誰もいないということで、土地、建物はあるわけであるけれども、それが例えば危険な状態になって周りの市民の方に影響を与えるということになると、やはり誰もやる人がいないということで、市で何らかの処理をしていくしかないかなというふうに考えている。

長谷川 孝 例えば税金の滞納とかがあって、市のものになったというのだったらあれなのだけれども、今では所有権というのはどういう形になっているの。

市民 課長 これについては、誰の所有でもないような状況になっていて、ただその当時債権を持っている方がいて、そういった方が何らかの例えばそれを上屋のところを取り壊して土地を処分しようとか、そういったことをされるのであれば活用等は可能かと思うけれども、今のところ例えばそこを市で取り壊して更地にした場合、まずそういった債権者の方から救済されるものだから、市は取り壊すだけで、あとは債権を持っている方がその土地を売るなりして自分たちが支出したお金を回収するというようなことになっていこうかと思う。

長谷川 孝 その今お金かけたトタンとかの件は、その債権者のほうに請求というのはいけないの。

市民 課長 この費用については、債権のある方についてはそこを管理する責任は全然ないわけであって、そちらに請求するというのもできないような状況である。

渡辺 昌 今の空き家に関してなのだけれども、年間どのくらいのその危険な空き家の相談というのはあるものか。

市民 課長 済みません、少しお待ちください。

(「後からで」と呼ぶ者あり)

尾形分科会長 すぐ出ないか。

市民 課長 お待たせした。空き家の年度別の相談件数であるけれども、平成25年に63件、平成26年に61件、平成27年に34件であって、済みません、平成28年中のものが今ちよっ

と数字ないのだけれども、ことしの8月末現在でだけれども、情報提供のあったものについては全部で204件となっている。そのうち、対応をいただいたものについては101件となっていて、建物の取り壊しが31件あった。まだ今対応のほうお願いしているところが103件という状況である。

渡辺 昌 今その三和電機さんの話だったのだけれども、結局所有者がないということでそういう対応されたのだけれども、所有者わかるけれども、集落の中にもかなり危険なものあって、特に今回の台風みたいにトタン屋根とか緊急を要するような場合あるのだけれども、何らかの対応というのは考えられないものか。

市民 課長 まず第1番目に、管理されている方、これがこの方にしっかり管理していただくということを第1番目に考えている。そうしないと、放置しておけばいつか市がやってくれるのではないかというようなことになっていっても困るので、私どものほうといたして、今現在は管理されている方がいらっしゃる建物については、その方に粘り強く働きかけをさせていただいて対応しているところであるけれども、その中にあってももし本当に緊急的な対応が必要なものについては、その都度考えさせていただきたいというふうに思う。

渡辺 昌 関連して、手つけられない空き家になっているということは、なかなか所有者も集落の人もわからない場合多いのだけれども、ほとんど調べれば所有者というのは確認できるわけか。

市民 課長 今一番問題になっているのは、やはり相続をされないままに放置されている空き家ということになるかと思う。そうした場合に、相続される方が大勢いらっしゃって、近くにいなくて全国あちこちにいらっしゃると。そういった方がなかなか話し合いをして、では空き家をどうするかということに結びついていないものが今現在残っていると。やはりこれまでいろいろな理由があって放置されてきたものをなかなかすぐに解決できないというようなことで、私どものほうでも大変苦慮しているというようなところである。

長谷川 孝 交通安全対策費の中で、先ほど岩船町駅と村上駅の駐輪場、非常にきれいな形でつくっていただいて感謝しているのだが、以前岩船町駅の場合の青空の駐輪場の場合は人が乗って行って、それで岩船の浜のところに放置されてあったとかというのが結構あったのだ。今はちゃんと駐輪場ができてそういうようなことはやはり減っているか、ほとんどないのか、その辺についてちょっと教えていただきたい。

市民 課長 その要は他人のものを乗っていくというようなことが起きているかどうかということについては、私どものほうではちょっと把握していなかった。そういった情報は聞いていなかった。

長谷川 孝 そのころはあったのだけれども、今はこの駐輪場ができたならそういうことはないのかという、今そういうような・・・。

市民 課長 そういった問い合わせというか苦情ということについてはいただいている。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 第4款 衛生費

（質 疑）

（何事か呼ぶ者あり）

（「表記は衛生費です」と呼ぶ者あり）

尾形分科会長 そうだ。ちょっと待ってくれ、今副委員長挙手したのだ。

渡辺 昌 116Pの岩船沖洋上風力発電推進事業についてなのだけれども、地方紙とか通じてこの風力発電に対する事業に対する反対の方は結構意見述べられたり、市とか議会にも要望書出しているのだけれども、担当課として今後どのような対応とられるのか教えてくれ。

環境 課長 岩船沖洋上風力発電の事業については、昨年11月に事業性評価を事業者が出すということで進めてきたのだけれども、1年間延長になって、本年11月にその事業性評価を出すということで今進んでいて、担当課としては粛々と反対派の意見はあるけれども、事業推進に向けて変わらず動いているところである。

渡辺 昌 直接話し合う場面というものはある程度あるのか。

環境 課長 年1回ぐらいの割合でその方々から市長、私どもを含めた懇談の機会を要請されて、そこに参加している。

長谷川 孝 118Pの臭気測定検査の件についてちょっとお聞きしたいのだけれども、ことしの夏も夜の8時ごろになると、大体私数えたら岩船のところで悪臭するのが10回ぐらいあった。大体夜の8時ごろという時間帯というのは、このもう臭気測定なんてそのときというのは例えば業者に来てくれというようなことで、臭気調査なんか速やかにやれるというような状況には今ないわけなのか、それちょっと聞きたいのだ。

環境 課長 臭気測定は業者委託していて、やはり朝から5時ぐらいまでの時間内でやっていただいている、夜来てくれというのは、多分可能性がないのかなというふうに思っている。

長谷川 孝 それで、大体夜の8時前後にそういう悪臭がするというのは、やっぱり何かやっているのではないかというような気がするわけ、ほかの時間そんなにしないで。だから、その30分ぐらいの間、夏過ぎてしまって、もう少し早く課長にお願いすればよかったのだけれども、何か例えば作業したことによって悪臭するというようなことしか考えられないのだが、その辺についてどういうふうな見解。

環境 課長 昨年度も一般質問の中も含めて岩船地区の悪臭の問題があって、私どもも若干本腰を入れて本年度取り組んでいる。7月から9月の期間、県の畜産の研究センターさんの協力を得ながら、どういうふうになれば臭気が軽減できるかという対策を、6款のほうだけれども、予算をいただいて、それとあわせてやっている。やり方としては、豚舎内に水のスミスト散布をすると。これをやることによって、24時間全てスミスト散布をすれば臭気はほとんどなくなる。ただ、豚の影響もあるので、豚さん寒いので、スミスト散布をする時間、休んでいる時間、これを本年度いろんな経験を踏まえてやっていて、今実際やられているのが約20分ぐらい休んで5分散布する、これを小口川の豚舎4カ所で実施している。それを7月から9月まで実施している。実際私どもも岩船の連絡所、それから神林支所に頼んで朝と夕方と夜に人間の鼻で

かいで臭い、臭くない、どうだという6段階のランクをつけて調査した。7月の末ごろまでは、夜が臭いという状況が出た。なぜ臭いのだということになっているいろいろ調査したところ、当然作業はしていないのだ。だしの風が夜吹くのだけれども、その先ほど言ったミスト散布が8時ごろで終わっていたのだ。だから、それを9時、10時まで延長することにして現在やっている状況だ。この状況をちょっと見て、ミストの散布回数とかを調整しながら来年度に向けてまた取り組んでいきたいというふうに考えているところである。

〔委員外議員〕

- 木村 貞雄 122Pのし尿処理費の中のし尿収集委託料、これ業者行くわけなのだけれども、これから下水道の加入によって件数も減ってくるわけなのだけれども、これはそういった見直しとかかけないで定額でいくのか。
- 環境 課長 し尿収集委託料については、3年に1回見直しをしようということで業者と協議をしながらやっているということで、本年度今協議中である。もう既に定額制になっているところである。
- 木村 貞雄 そうすると、この次は何年度から。
- 環境 課長 今のところ来年度から新しい委託料でやりたいというふうに進めているのだけれども、あくまで相手様との協議を調った中で進めたいというふうに今現在進めているので、目標は来年度というところだ。

## 第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(尾形修平君)散会を宣する。

(午後0時02分)